
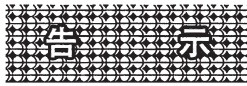


(別記様式) (第4条関係)

第 号
徴収職員証
階級・職名 氏 名
上記の者は、道路交通法第51条の4第14項の規定による放置違反金等の徴収を行う警察職員であることを証明する。
年 月 日
長野県公安委員会 



交通指導課



長野県告示第301号

農業近代化資金融資利子補給金交付要綱(昭和36年長野県告示第421号)の一部を次のように改正し、平成18年5月1日以降の融資に係る資金の利子補給金から適用します。

平成18年5月29日

長野県知事 田中康夫

第4第1号の表中「有限会社」を「合同会社」に改める。

農業政策チーム

選告示第26号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

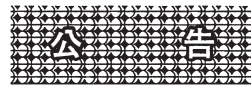
平成18年5月29日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

様式第86号中「(第92条関係)」を「(第86条関係)」に改め、同様式の備考の2中「黒色文字」を「赤色文字」に改め、同備考の5中「焼印」を「刷込み」に改める。

様式第113号中「(様式第113号)」を「(様式第113号)(第139条関係)」に改め、同様式の備考の2中「黒色文字」を「赤色文字」に改め、同備考の5中「焼印」を「刷込み」に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年5月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成18年5月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会
- 3 代表者の氏名  
唐澤美和子
- 4 主たる事務所の所在地  
長野県千曲市大字粟左1128番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の口腔保健の普及向上及び歯科衛生士の人材育成・支援に関する事業を行い、保健、医療または福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
平成18年度長野県庁吸収式冷温水発生機点検作業
  - (2) 役務の特質  
長野県庁機械室棟の吸収式冷温水発生機の点検業務
  - (3) 履行期間  
契約の日から平成19年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県庁舎
  - (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 東洋キャリア工業株式会社製の吸収式冷温水発生機に係る点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部 財産活用チーム

電話 026(235)7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年6月9日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎103号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年6月5日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

財産活用チーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月29日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成18年度長野県庁議会棟吸収式冷温水発生機点検作業

(2) 役務の特質

長野県庁議会棟の吸収式冷温水発生機の点検業務

(3) 履行期間

契約の日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 三洋空調株式会社製の吸収式冷温水発生機に係る点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部 財産活用チーム

電話 026(235)7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年6月9日 午後3時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎103号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年6月5日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日ま

でに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

財産活用チーム

## 公告

諏訪赤十字病院労働組合から夏期一時金等の要求に関して、平成18年6月7日以降、諏訪赤十字病院構内又は職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成18年5月29日

長野県知事 田中康夫

労働福祉チーム

## 公告

平成18年5月19日、安曇野市矢原堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年5月29日

長野県知事 田中康夫

水と土・郷づくりチーム

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年5月29日

長野県知事 田中康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あぐりモールふじみ

諏訪郡富士見町落合字南原山9984-1025ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

信州諏訪農業協同組合

諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

## 3 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
2,442平方メートル	3,459平方メートル

## (2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
174台	181台

位置は届出書に添付された図面のとおりに

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

番号	変更前	変更後
1	50平方メートル	50平方メートル
2	120平方メートル	120平方メートル
3	50平方メートル	50平方メートル
4	50平方メートル	50平方メートル
5	35平方メートル	35平方メートル
6	20平方メートル	20平方メートル
7	50平方メートル	50平方メートル
8	50平方メートル	21平方メートル
9	—	32平方メートル
合計	425平方メートル	428平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおりに

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

番号	変更前	変更後
1	15立方メートル	15立方メートル
2	43立方メートル	43立方メートル
3	—	16立方メートル
合計	58立方メートル	74立方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおりに

## (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
信州諏訪農業協同組合	午前9時	午後9時
有限会社今井書店	午前9時	午後11時
有限会社藤沢薬局	午前9時	午後9時
山村みゆき	午前9時	午後9時
小池一紀	午前9時	午後9時
五味佳子	午前9時	午後9時
株式会社藤森カメラ店	午前9時	午後9時
有限会社シーイー	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
信州諏訪農業協同組合	午前9時	午後9時
有限会社今井書店	午前9時	午後11時
有限会社藤沢薬局	午前9時	午後9時
山村みゆき	午前9時	午後9時
小池一紀	午前9時	午後9時
五味佳子	午前9時	午後9時
株式会社藤森カメラ店	午前9時	午後9時
有限会社シーイー	午前9時	午後9時
株式会社しまむら	午前9時	午後9時

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	1	1
出口	1	2
合計	2	3

位置は届出書に添付された図面のとおり

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前5時～午後7時	午前6時～午後7時
2	午前5時～午後7時	午前6時～午後7時
3	午前5時～午後7時	午前6時～午後7時
4	午前5時～午後7時	午前6時～午後7時
5	午前5時～午後7時	午前5時～午後7時
6	午前5時～午後7時	午前6時～午後7時
7	午前6時～午後7時	午前6時～午後7時
8	午前6時～午後7時	午前6時～午後7時
9	—	午後11時～午前6時

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成19年1月17日

5 届出年月日

平成18年5月16日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年5月29日から平成18年9月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平18年5月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。)

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
7月25日(火)	午前10時から午後4時まで	飯田会場	飯田市小伝馬町1-3541-2 飯田警察署	60名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日

の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

### (3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙(申込書1通にはり、消印はしないでください。)により納付してください。

### 5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平18年5月29日

長野県公安委員会

### 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの

### 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
7月5日(水)	午後1時から 午後4時まで	松本会場	松本市渚3-11-8 松本警察署	40名
7月12日(水)	午後1時から 午後4時まで	飯山会場	飯山市南町6-1 飯山警察署	40名
7月26日(水)	午後1時から 午後4時まで	阿南会場	下伊那郡泰阜村温田 8447-3 阿南警察署	30名

### 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

### 4 受講手続

#### (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月

以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

#### (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

#### (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書1通にはり、消印はしないでください。)により納付してください。

### 5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

長野県短期大学教員採用のための選考を次のとおり行います。

平成18年5月29日

長野県短期大学長 上 條 宏 之

### 1 採用予定の教員の種別及び人員

幼児教育学科及び専攻科幼児教育学専攻(1年制)所属の教育学担当教授、助教授又は講師1名

### 2 担当科目

幼児教育学科専門教育科目(教師入門セミナー、幼児教育学、幼児教育学総合演習)、専攻科幼児教育学専攻専門教育科目(幼児教育学専修研究)、教職に関する科目(教育職員論、現代社会と子どもの教育、教育実習、教育原理)及び全学共通科目(子どもを考える、総合演習)

### 3 応募資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 専門分野及び関連領域において、大学院修士課程を修了した者又は大学院修士課程を修了した者と同等以上の教育能力及び研究能力を有する者
- (2) 短期大学に通勤することができる者
- (3) 昭和19年4月2日以降に生まれた者

### 4 採用予定日

平成18年10月1日

### 5 応募書類の受付期限及び提出先

#### (1) 受付期限

平成18年7月24日(月)(郵送による場合は、7月24日までに到達したものに限り受け付けます。)

#### (2) 提出先

郵便番号 380-8525

長野市三輪8-49-7

長野県短期大学

#### (3) その他

郵送により提出する場合は、封筒の表に「幼教・専攻科教員応募関係書類在中」と朱書し、簡易書留等確実な方法により送付してください。

## 6 応募書類

- (1) 履歴書
- (2) 研究業績を一覧にまとめた書類（研究業績ごとに、200字程度にまとめた概要を記載した書類を添付してください。）
- (3) 主たる研究業績の別刷又は写し
- (4) 研究について、現在までの総括及び今後の抱負について、2,000字以内にまとめた書類
- (5) 採用後の教育上の抱負について、授業計画を含め2,000字以内にまとめた書類（これまでの教育実績を示す資料があれば添付してください。）
- (6) 学会及び社会並びに所属機関の運営における活動を記載した書類
- (7) 推薦書1通
- (8) 照会先（2名）を記載した書類

## 7 選考方法

書類選考とし、必要に応じて面接を行います（面接を行う場合の交通費は、応募者の負担となります。）。

## 8 その他

- (1) 応募書類の返却を希望する場合は、応募の際に所要の額の切手又は着払い用宅配使用紙をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 応募についての問い合わせは、長野県短期大学幼児教育学科（電話 026-234-1221（代表）、ファクシミリ 026-235-0026）に行ってください。
- (3) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

教育振興チーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月29日

長野県松本養護学校長 小嶋 瑞紀

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
長野県松本養護学校及び同校信濃学園分室施設機械警備業務委託
- (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書のとおりです。
- (3) 履行期間  
平成18年8月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所  
仕様書のとおりです。
- (5) 入札方法  
履行期間における委託料の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者で、長野県内に支店又は営業所を有する者であること。
- (5) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書の提出を長野県公安委員会に行った者であること。
- (6) 警備業法施行細則（昭和58年長野県公安委員会規則第1号）第3条に規定する要件を満たす者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字今井1535  
長野県松本養護学校  
電話 0263(59)2234

### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年6月29日（木）午後2時  
イ 場所 長野県松本養護学校 会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年6月22日（木）午後5時までに、上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否  
必要です。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

自律教育チーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月29日

長野県上田養護学校長 春原 超

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
長野県上田養護学校施設機械警備業務委託
- (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書のとおりです。
- (3) 履行期間  
平成18年8月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所  
仕様書のとおりです。
- (5) 入札方法  
履行期間における委託料の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者で、長野県内に支店又は営業所を有する者であること。
- (5) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書の提出を長野県公安委員会に行った者であること。
- (6) 警備業法施行細則（昭和58年長野県公安委員会規則第1号）第3条に規定する要件を満たす者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ

先  
上田市大字岩下462-1  
長野県上田養護学校  
電話 0268 (35) 2580

### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年6月29日（木）午前10時  
イ 場所 長野県上田養護学校 第一会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年6月22日（木）午後5時までに、上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要です。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

自律教育チーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月29日

長野県飯田養護学校長 水内 秀雄

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
長野県飯田養護学校施設機械警備業務委託
- (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書のとおりです。
- (3) 履行期間  
平成18年8月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所

仕様書のとおりです。

(5) 入札方法

履行期間における委託料の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者で、長野県内に支店又は営業所を有する者であること。
- (5) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書の提出を長野県公安委員会に行った者であること。
- (6) 警備業法施行細則(昭和58年長野県公安委員会規則第1号)第3条に規定する要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

下伊那郡喬木村1396-2  
長野県飯田養護学校  
電話 0265(33)3711

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年6月29日(木) 午後2時  
イ 場所 長野県飯田養護学校 会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年6月22日(木)午後5時までに、上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要です。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

自律教育チーム